

台風19号

災害で障害物を撤去した費用を補助します

台風19号の被害で自宅の一部または全部に土砂などの障害物が運び込まれ、一時的に住むことができない状態にあるときや、自宅への進入路が土砂等で塞がれたときなどに、ご自身で土砂などを撤去した方に対し、撤去費用の一部を補助します。

対象となる費用

次のような土砂などを撤去したときの撤去費用(2万円以上のもの)

- ・住宅に崩れてきた土砂などを撤去したとき
- ・住宅への進入路を塞いだ土砂などを撤去したとき
- ・ガスや配管等生活に必要な不可欠な場所に崩れた土砂などを撤去したとき

補助額

撤去費用の3分の2以内
(限度額20万円)

申請方法等

該当するかどうか、次のものを持参し、下記までお問い合わせください。

- ・土砂などを撤去する前の写

真

- ・土砂などの撤去後の写真
- ・撤去に要した費用の領収書と明細書

※申請の際は、ハンコ(朱肉)を使うもの、認め印可)と本人名義の振込先情報が必要となります。

申請期限 3月13日(金)

◎問い合わせ・申請先:

建築住宅課住宅係

☎(55) 5133

Fax(23) 1197

台風19号

損壊家屋等の解体撤去について

り災証明書の判定結果が、全壊、大規模半壊、半壊の個人所有の住宅や中小企業の事務所等について、市が解体撤去を行います。

すでに自費で解体撤去を行った損壊家屋等についても、市が必要と認めた部分の費用について、限度額の範囲内で補助を行います。

なお、建物全てを解体撤去した場合のみ対象となりますので、一部解体やリフォームは、対象となりません。

※この事業は、2次災害の防止や生活再建支援を図ることを目的としていますので、実際に住んでいる住宅等とそれに付属する建物が解体撤去の対象となります。それ以外の建物については、個別に相談、判定が必要になります。

申請期限 2月14日(金)

便槽し尿汲み取り、

浄化槽の清掃

床上・床下浸水の被害を受けた区域内の住宅等が支援の対象となります。

詳しくは、左記までご相談ください。

◎問い合わせ・申請先:

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax(22) 4479

小・中学生の

保護者の皆さんへ

ご存じですか?

就学援助制度

経済的な理由で就学困難な小・中学生の保護者に対して、義務教育を受けるために必要な経費の援助を行っています。

対象者

二本松市に住所があり、小・中学校に通学するお子さんの保護者で、生活保護に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方

援助の対象となる経費

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費など

申請方法等

通学する学校または左記までご相談ください。

◎問い合わせ:

学校教育課管理係

☎(55) 5151

Fax(22) 3147

高校生の通学費助成の

申請はお済みですか?

高等学校等(高等学校、高等専門学校(3年生までの期間)、専修学校高等課程)に通学している生徒の保護者に対し、通学費の助成を行っています。

次の受給要件を満たす方で、今年度の申請を行っていない方は、忘れずに申請してください。

受給要件

市内に住所を有し、高等学校等に通学している生徒が、次のいずれかに該当する場合
・市内の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。

・市外の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のり(電車を利用して通学すべきことが妥当と判断される場合は、自宅から自宅の最寄駅までの道のり)が10km以上あること。

助成金額 年額2万5千円

申請書交付・提出先

教育総務課(市役所3階)、各支所地域振興課、または各住民センター

※申請の際には学校長の証明が必要となります。

※申請書様式は二本松市ウェブサイトでダウンロードできます。

申請期限 2月28日(金)

◎問い合わせ:

教育総務課総務係

☎(55) 5149

Fax(22) 3147



物件番号1

杉田仲之内 1-73

- 登記地目
宅地
- 登記面積
295.21m²
(89.30坪)
- 売却価格
4,359,000円



物件番号2

新座40-19

- 登記地目
宅地
- 登記面積
368.79m²
(111.55坪)
- 売却価格
2,861,000円



市有地を売却します

市では、次の土地を先着順で売却します。買い受けを希望する方はお申し込みください。

※土地は現状有姿での引き渡しとなります。

申込期間 2月3日(月)

～3月13日(金)

※土日祝日を除く。

申込受付時間

午前8時30分

～午後5時15分

申込方法

財政課(市役所4階)備え付けの申込書に必要書類を添えて、持参の上、お申し込みください。

※電話、郵送、ファックスやインターネットでの受け付けは行いません。

買受人の決定方法

原則として、応募に必要な書類を最初に持参した方を買受人として決定します。

ただし、同一の日に同じ物件について、複数の応募があった場合は、くじにより買受人を決定します。

◎問い合わせ:

財政課管財係

☎(55)5081

Fax(22)7023

市内の建築事業者と契約して、**新築**住宅を建設・購入する若者を応援します！
40歳未満の方で、一定の要件を満たす方に、市から**36万円支給!**

※支給には要件があります。
詳しくは左記までお問い合わせください。



◎住宅購入支援の問い合わせ:
秘書政策課新エネルギー推進係
☎(24)7120
Fax(22)7023

令和2・3年度

小規模契約希望者登録の受付

市が発注する小規模な契約(50万円未満)の受注を希望する方の登録を受け付けます。

受付期間 2月1日(土)

～29日(土)

※土日祝日を除く。

※現在登録されている方も、今回新たに登録手続きが必要です。

登録の有効期間

令和2年4月1日～

令和4年3月31日

登録方法

財政課(市役所4階)または各支所地域振興課備え付けの申請用紙(添付書類有)に記入の上、申請してください。

※小規模契約希望者登録の詳細については、広報にほんまっ1月号に掲載しています。

◎問い合わせ:

財政課契約係

☎(55)5082

Fax(22)7023